

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署、 担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
182	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「教育支援体制整備事業費補助金」において、医療的ケアのため看護師配置のための経費の負担を減らすための改修	「教育支援体制整備事業費補助金」において、医療的ケアのため看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、保護者の負担軽減を図っており、文科省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用している(補助率3分の1)。本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は公立の小学校、中学校、中等教育学校(後期課程を除く)、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法人であり、幼稚園は対象とならない(立候補所については、厚生労省の保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業」は保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所を対象としており、均衡を図るために幼稚園を含めるよう見直す必要があると考える)。就学前の医療的ケア児の受入体制が進み、児童教育の充実が図られる。	未就学から小学校、中学校まで実施対象となることで、医療的ケアに対する切れ目のない支援が可能となる。	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	文部科学省	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、國東市、姫島村、日出町、玖珠町	豊田市、三重県、京都市、南あわじ市、鳥取県、八幡浜市、熊本市	O当市においては市立幼稚園にて1名の医療的ケア児を受け入れている。保護者の希望があり、保護者同伴での通園となっているが、保護者が同伴不可な緊急の場合も含め、幼稚園への対象拡大は必要と考える。 O当県においても市町等教育委員会から看護師配置のための補助金対象が幼稚園も対象となるよう見直す必要があると考える。 O厚生労省が実施する保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業」は保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所を対象としており、均衡を図るために幼稚園を含めるよう見直す必要性があると考える。 O就学前について、今まで公立幼稚園に医療的ケアの対象となること、児童生徒(医療的ケア児)の教育機会の保障、保護者の負担軽減を図っており、文部科学省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用している(補助率3分の1)。本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は公立の小学校、中学校、中等教育学校(後期課程を除く)、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法人であり、これらの学校から他の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等を巡回して差し支えなものとする。」とあるが、幼稚園への看護師配置は対象となっていない。そのため、幼稚園に通う医療的ケア児に対して、看護師を配置しようとする場合、小学校等からの巡回という形でしか国庫補助金を申請できない。 O看護師を配置することで、医療的ケアを必要とする児幼が、安心して園生活を送ることができただけなく、保護者の負担軽減にもつながることから、幼稚園に配置する看護師にかかる経費も補助金の実施対象となることが望ましい。				
224	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等に係る算定項目の簡略化	施設型及び地域型保育給付費等に係る算定項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に組み入れる。  施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ向上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができるなくなる可能性がある。	施設型給付費等に係る算定項目については加算項目が多く、単価もかなり複雑となっており、算定が複雑となる場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務があるかないかの負担を感じていています。 また、確認監査を行う際のチック項目が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一本領が発覚した場合には返還業務が生じ、更なる時間を使う。 なお、国の方針で、各施設の利用状況や算定の認定状況等を把握することにより、職種で支弁できる場合については、請求を簡素化できるところが、職種で支弁した場合、実態に応じない加算が行われる可能性がある、その期間が長ければ返還に至る可能性があることが考えられる。	保育現場や市町における負担が軽減され、ひいては保育の質の向上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができるなくなる可能性がある。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	秋田県、川崎市、豊田市、大崎市、南あわじ市、島根県、山陽小野田市、徳島市、諫早市	O給付費については、加算項目も多く、当市においても質疑を内閣府へ問合せを行う場合が多くなっている。 O保育現場や自治体における負担が軽減されることが想定されるが、職員配置の状況等により加算の適用状況に変動が生じるものもあることから、加算の整理についても慎重な対応が必要と考える。 O施設型給付費及び地域型保育給付費について、施設の運営に大きな影響を及ぼすものであり、正確な加算の算定が求められるが、制度が複雑との難解であり、算定項目も多く、単価もかなり複雑となっている。加算を算定するあたり必要な作業が毎月生じることから、行政・事業者ともに事務量が増加している。加算項目を整理し、簡便な算出方法を検討する。 O当市においても、認可園を増加させたいが算定申込の誤りが発覚した場合の返還業務についても複数の事業者で発生している。そのため、加算項目の簡略化及び整理については必要であると考える。一方、所長設置加算等を基本単価に組み込んだ際に、その事業を実施できない事業者がいた場合には算定指置等を設けなければ公平性に欠けてしまうと思われる。算定項目の設置に繋がるのであれば、当該制度改正の必要性は低いと考える。				
240	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立学校施設整備費国負担の緩和	公立学校施設の整備に係る公債償還の実施率においては、国が一部を負担しており、義務教育諸学校等において、現行制度上、最大3年先の学年数を限度とする補助条件(いわゆる「前向き整備」)について、児童生徒が急増している都心部の実態にあわせて、6年先程度の緩和を求めるもの	学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図る趣旨から公立学校施設整備費国負担等に係る「前向き整備」の実施率においては、国が一部を負担しており、義務教育諸学校等において、現行制度上、最大3年先の学年数を限度とする補助条件(いわゆる「前向き整備」)について、児童生徒が急増している都心部の実態にあわせて、6年先程度の緩和を求めるもの	児童生徒の増加が継続するに見込まれる学校においては、「前向き整備」の算定期日の限度が3年から6年程度に緩和されるなどにより、増加の実態応じた校舎整備計画等の対応が可能な限り接ぎ接ぎの校舎増築による運動場の狭隘化や工事が継続することによる児童生徒への教育環境の影響等を緩和することが可能と思われる。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第5条1項、同義務教育法第5条、同義務規則第2条	文部科学省	大阪市	前向き整備3年の課題イメージを添付	川崎市、海老名市、新潟市、豊橋市、京都府、奄美市、岡山県、山陽小野田市、熊本市	O当道府県においても、特に支援学校建設にあたり、児童生徒数増加の継続が見込まれる場合が多くある。 O前向き整備の算定期日の限度が3年から6年程度に緩和されるなどにより、増加の実態応じた校舎整備計画等の対応が可能な限り接ぎ接ぎの校舎増築による運動場の狭隘化や工事が継続されることによる児童生徒への教育環境の影響等を緩和することが可能となる。 O当市においても区画整理事業に伴う宅地分譲の販売により児童生徒の増加が継続的に増えることが見込まれる学校があるため、提案の実態に応じた校舎整備計画等の対応が可能となる。 O当市においても、大規模校舎整備計画が実施されており、各小学校で児童数の増加が見込まれる。制度改正により今後、各校の児童増加に応じた校舎整備計画が可能になるとともに、より明確な実態に応じた計画・整備が可能になる。 O県内一部の市町村においては、今後も児童生徒数の増加が見込まれており、前向き整備による新增築を行っているが、短期間での増築による弊害を解消するため、新增築に当たって4年以降の児童生徒の増加を見込み、単独事業として校舎を整備しているところであり、財政負担が大きい。 O当市においても、大規模校舎整備計画(所謂前向き整備)の開発に伴い、新設校舎の整備を予定しており、開校後の3年以降、更に生徒数推計が大幅に増加していくことから、大阪市の事務と同様の支障が生じる。 O宅地開発により児童生徒数が増えている地区があり、今後の推計では、増築事業の実施年度から3年以内では増加傾向が終わらぬ。数年ごとに増築事業の実施が必要となる。 O宅地開発により児童生徒数が増えている影響のなかで、児童生徒の増加が著しい学校については、短期の将来推計だけではなく長期的な視野を持たず整備するなどで、学校全体の計画配置、空きスペースの関係上、追加整備が困難となる場合や、敷地の高密度利用ができます、運動場等に支障をきたす場合も少なくない。		